

京都市教育委員会告示第10号

京都市文化財保護条例第6条第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる京都市指定有形文化財に、同表の中欄に掲げる文化財の附を追加し、その名称、数並びに構造及び形式についての記載事項を同表の右欄のように改めたので、同条第3項の規定により告示します。

令和2年3月31日

京都市教育委員会

左 欄		中欄	右 欄			備 考		
名 称	指定告示		名 称	数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
長江家住宅	平成17年4月1日京都市教育委員会告示第1号	棟札 1枚  墨書札 1枚  幣串 1本  木札 5枚	長江家住宅	6棟	主屋北棟 桁行5.3メートル、梁行12.7メートル、2階建、切妻造、正面庇付、棧瓦葺（内装を除く）  主屋南棟 店舗部、玄関部、居住部より成る 店舗部 桁行7.3メートル、梁行4.0メートル、2階建、切妻造、正面庇付、棧瓦葺 玄関部 桁行4.9メートル、梁行4.5メートル、平屋建、片流、棧瓦葺 居住部 桁行7.3メートル、梁行8.8メートル、2階建、切妻造、棧瓦葺、西面階段室付属 離れ座敷 桁行8.0メートル、梁行4.7メートル、平屋建、片流、東面及び南面庇付、棧瓦葺化粧部屋 桁行3.7メートル、梁行4.7メートル、平屋建、切妻造、棧瓦葺、南面浴室及び脱衣室付属	株式会社フージャースコーポレーション	東京都千代田区丸の内2丁目2番3号丸の内仲通りビル10F	京都市下京区新町通綾小路下る船鉾町

				<p>旧蔵</p> <p>土蔵造，桁行4.0メートル， 梁行5.0メートル，2階建，切 妻造，正面庇付，本瓦葺</p> <p>新蔵</p> <p>土蔵造，桁行3.7メートル， 梁行3.7メートル，2階建，切 妻造，本瓦葺</p> <p>附</p> <p>洗面所，便所及び廊下 1棟</p> <p>地面間数家建普請諸事控 (主屋北棟) 1冊</p> <p>慶応四辰閏四月吉日の記があ るもの</p> <p>普請造営記(旧蔵) 1冊</p> <p>明治七甲戌年九月巳来の記が あるもの</p> <p>主屋南棟等建築図面 3枚</p> <p>建築日誌(主屋南棟等) 2冊</p> <p>化粧部屋等建築記録 1冊</p> <p>大正四年五月の記があるもの</p> <p>化粧部屋等建築図面 1枚</p> <p>棟札 1枚</p> <p>慶應四戊辰閏四月廿一日の記 があるもの</p> <p>墨書札 1枚</p> <p>應<sup>(慶)</sup>應四<sup>(戊辰)</sup>寅<sup>(寅)</sup>四月廿一日の記が あるもの</p> <p>幣串 1本</p> <p>明治八年<sup>乙亥</sup>五月二十三日の 記があるもの</p> <p>木札 5枚</p> <p>戊辰七月五日の記があるもの 1枚</p> <p>明治四十年八月吉日の記があ るもの 4枚</p>		
--	--	--	--	--	--	--

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)